

山口県報

平成23年
4月26日
(火曜日)

目 次

公告

山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定（政策企画課）……………一

スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定（地域政策課）……………一

山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定（国際課）……………二

やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定（県民生活課）……………二

山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の指定（文化振興課）……………三

秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定（文化振興課）……………三

山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定（文化振興課）……………三

美術館に係る指定管理者の指定（文化振興課）……………四

自然公園施設に係る指定管理者の指定（自然保護課）……………四

山口県立さら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定（自然保護課）……………五

山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定（健康増進課）……………五

山口県母子福祉センターに係る指定管理者の指定（こども未来課）……………六

児童福祉施設に係る指定管理者の指定（こども未来課）……………六

山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定（障害者支援課）……………六

やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の指定（農業振興課）……………七

栽培漁業センターに係る指定管理者の指定（水産振興課）……………七

甲種漁港施設に係る指定管理者の指定（漁港漁場整備課）……………七

流域下水道に係る指定管理者の指定（都市計画課）……………八

港湾施設に係る指定管理者の指定（港湾課）……………九

教委公告

青年の家に係る指定管理者の指定……………一

山口県秋吉台少年自然の家に係る指定管理者の指定……………二

山口県十種ヶ峰青少年野外活動センターに係る指定管理者の指定……………二

山口県ふれあいパークに係る指定管理者の指定……………三

山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定……………一三



（二二五）山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定

山口県セミナーパーク条例（平成七年山口県条例第一号。以下「条例」という。）第九條第一項の規定により、山口県セミナーパークに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- （一） 条例第三条各号に掲げる業務に関すること（知事が定めるものに限る。）。
- （二） 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

（三） 条例第五条の許可をすること。

（四） 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

三 施設及び設備の維持管理に関すること。

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

（二二六）スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例（平成十七年山口県条例第四十九号。以下「条例」という。）第九條第一項の規定により、スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県立おのだサッカー交流公園		山陽小野田市	

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称 県立おのだサッカー交流公園運営協会
 代表者 白井 博文

主たる事務所の所在地 山陽小野田市日の出二丁目一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県立下関武道館		下関市	

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下関市 下関市南部町一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十三年七月二十一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(二二七) 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定

山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号。以下「条例」という。)第九條第一項の規定により、山口県国際総合センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県国際総合センター 下関市豊前田町三丁目三番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第四条の許可をすること。

(三) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(四) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(二二八) やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定

山口県県民活動支援センター条例(平成十四年山口県条例第五号。以下「条例」という。)第八條第一項の規定により、やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人やまぐち県民ネット二 山口市大殿大路一三五番地二

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の規定により、やまぐち県民活動支援センターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関する事

三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(二二九) 山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の指定

山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 サントリーパブリシテイサービズグループ

代表者 サントリーパブリシテイサービズ株式会社

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関する事

三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(二三〇) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定

山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県文化振興財団 山口市滝町一番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関する事

三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(二三一) 山口県民芸術文化ホールなごにに係る指定管理者の指定

山口県民芸術文化ホール条例(平成十一年山口県条例第三十七号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、山口県民芸術文化ホールなごにに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人長門市文化振興財団 長門市仙崎八一八番地の一

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (四) 条例第六条の許可をすること。
- (五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(一三三) 美術館に係る指定管理者の指定

山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、美術館に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせる美術館の名称及び位置

名 称	位 置
山口県立美術館	山口市
山口県立萩美術館・浦上記念館	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

サントリーパブリシティサービス株式会社 東京都港区元赤坂二丁目二番三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条第一号に掲げる業務に関すること(美術品等の展示に附帯するものに限る。)
- (二) 条例第三条第三号に掲げる業務に関すること(美術品等の展示に関連するもの及び研究会の開催に関するものを除く。)

(三) 条例第三条第四号に掲げる業務に関すること(生涯学習の支援に関することに限る。)

(四) 条例第三条第五号に掲げる業務に関すること(知事が定めるものに限る。)

(五) 条例第八条の許可(同条第一号八及び第二号口に掲げる施設の使用に係るものに限る。次号において同じ。)

(六) 条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は条例第八条の許可を取り消すこと。

(七) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(一三三) 自然公園施設に係る指定管理者の指定

山口県自然公園施設条例(平成七年山口県条例第四号。以下「条例」という。)第八条第一項の規定により、自然公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県豊田湖ビジターセンター	下関市
山口県角島ビジターセンター	"

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下関市 下関市南部町一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

- 一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県須佐湾ビジターセンター	萩 市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
萩市 萩市大字江向五一〇番地

- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

- (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 四 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

- 一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県秋吉台ビジターセンター	美 祢 市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
美祢市 美祢市大嶺町東分三二六番地一

- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

- (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 四 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

- (二三四) 山口県立きさら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定

山口県立自然観察公園条例（平成十三年山口県条例第五号。以下「条例」という。）第九條第一項の規定により、山口県立きさら浜自然観察公園に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二 井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人野鳥やまぐち 山陽小野田市大字厚狭一七六八番地の四八

- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間を延長し、又は短縮すること。

- (四) 条例第七条の規定により、山口県立きさら浜自然観察公園の使用を拒むこと。

- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

- (二三五) 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定

山口県健康づくりセンター条例（平成九年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者を次の

とおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人山口県健康福祉財団 山口市吉敷下東三丁目一番一号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (二) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (三) 条例第六条の許可をすること。
- (四) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(一三六) 山口県母子福祉センターに係る指定管理者の指定
山口県母子福祉施設条例(昭和四十六年山口県条例第三号。以下「条例」という。)
第八条第一項の規定により、山口県母子福祉センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人山口県母子寡婦福祉連合会 山口市富田原町四番五八号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

- (四) 条例第六条の規定により、山口県母子福祉センターの利用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(一三七) 児童福祉施設に係る指定管理者の指定

児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号。以下「条例」という。)
第十七条第一項の規定により、児童福祉施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる児童福祉施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県	みほり学園	山	口市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第十五条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

平成二十三年四月二十六日

(一三八) 山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定

身体障害者更生援護施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号。以下「条例」という。)
第二十三条第一項の規定により、山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会 山口市鑄銭司二二六四番地一
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第十九条各号に掲げる業務に関する事
(二) 条例第十九条の二第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
(三) 条例第十九条の三第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第二十一条の規定により、山口県聴覚障害者情報センターの利用を拒むこと。
(五) 施設及び設備の維持管理に関する事

- 三 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(二三九) やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の指定

山口県フラワーランド条例(平成十七年山口県条例第五十号。以下「条例」という。)(第十一条第一項の規定により、やまぐちフラワーランドに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人やない花のまちづくり振興財団 柳井市新庄五〇〇番地一
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。
 - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮すること。
 - (四) 条例第六条の許可をすること。
 - (五) 条例第九条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - (六) 施設及び設備の維持管理に関する事

三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(二四〇) 栽培漁業センターに係る指定管理者の指定

山口県栽培漁業センター条例(昭和三十九年山口県条例第四十四号。以下「条例」という。)(第四条の規定により、栽培漁業センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる栽培漁業センターの名称及び位置

名 称	位 置
山口県内海栽培漁業センター	山 口 市
山口県外海栽培漁業センター	長 門 市
山口県外海第二栽培漁業センター	阿武郡阿武町

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社団法人山口県栽培漁業公社 山口市秋穂東五一七九番地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事
(二) 施設及び設備の維持管理に関する事

四 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(二四一) 甲種漁港施設に係る指定管理者の指定

山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。)(第十五条第一項の規定により、甲種漁港施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

漁港の名称	甲種漁港施設の名称	甲種漁港施設の場所
徳山漁港	浮棧橋A、浮棧橋B、浮棧橋C、駐車場、照明施設、植栽、休憩所及び便所	周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第十二条の第一項の許可をすること。
- (二) 条例第十二条の第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (三) 条例第十二条の第四項の規定による協議を受けること。
- (四) 条例第十四条第一項の規定により、条例第十二条の第二項の許可を取り消し、又はその条件を変更すること。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

漁港の名称	甲種漁港施設の名称	甲種漁港施設の場所
見島漁港	宇津可動橋、本村可動橋、宇津スポート広場、宇津人工海浜及び宇津多目的広場	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第十一条の規定による届出を受理すること。
- (二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(二四二) 流域下水道に係る指定管理者の指定

山口県流域下水道条例(昭和六十一年山口県条例第一号)第三条の規定により、流域下水道に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

名 称	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
周南流域下水道	岩国市、光市及び周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

総合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

名 称	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
田布施川流域下水道	熊毛郡田布施町及び平生町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

総合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(二四三) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」という。第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港 湾 の 名 称	港 湾 施 設 の 名 称	港 湾 施 設 の 場 所
岩 国 港	新港運動公園	岩 国 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

岩国市 岩国市今津町一丁目一四番五号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設(以下「指定港湾施設」という。)の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。)(をすること。
 - (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受けること。
 - (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受理すること。
 - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
 - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港 湾 の 名 称	港 湾 施 設 の 名 称	港 湾 施 設 の 場 所
平 生 港	水場B導流堤、水場C導流堤、水場E 護岸、水場F護岸、水場G護岸、水場 A物揚場、水場B物揚場、水場C物揚 場、水場D物揚場、水場E物揚場、水 場臨港道路及び水場緑地	平 生 町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

平生町 熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地の一

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。)(をすること。
 - (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受けること。
 - (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受理すること。
 - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
 - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港 湾 の 名 称	港 湾 施 設 の 名 称	港 湾 施 設 の 場 所
徳 山 下 松 港	はなぐり緑地護岸、下松埠頭公園、笠 戸島緑地公園、中間緑地公園、海上遊 歩道及び釣突堤	下 松 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下松市 下松市大手町三丁目三番三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。(四)

及び(五)において同じ。)をすること。
 (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受けること。
 (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受領すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
 (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

四 指定の期間
 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	櫛ヶ浜防波堤A、櫛ヶ浜防波堤B、晴海護岸、櫛ヶ浜護岸A、櫛ヶ浜護岸B、櫛ヶ浜浮き桟橋、櫛ヶ浜物揚場、櫛ヶ浜船揚場、晴海臨港道路の一部、櫛ヶ浜道路、晴海野積場の一部、櫛ヶ浜野積場、晴海A緑地及び晴海B緑地	周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 周南市 周南市岐山通一丁目一番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。)をすること。
 (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受けること。
 (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受領すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
 (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消

し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 四 指定の期間
 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
三田尻港	築地東胸壁、築地一号浮き桟橋及び築地二号浮き桟橋の各一部並びに照明設備	防府市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 防府市 防府市寿町七番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。)をすること。
 (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受けること。
 (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受領すること。
 (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
 (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 四 指定の期間
 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所

萩 港	萩市 萩市大字江向五一〇番地	萩 市
-----	----------------	-----

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

萩 港	港 湾 施 設 の 名 称	港 湾 施 設 の 場 所
	港 湾 の 名 称	

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社マリーナ萩 萩市大字椿東六〇八〇番地の六

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）

を受理すること。
(三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間



公 告
青年の家に係る指定管理者の指定

山口県青年の家条例（昭和四十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第九
条第一項の規定により、青年の家に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県教育委員会

一 指定管理者に管理を行わせる青年の家の名称及び位置

名 称	位 置
山 口 県 光 青 年 の 家	光 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人青少年の健全育成を支援する会 柳井市柳井四一七一番地九

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条の許可をすること。

- (四) 条例第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる青年の家の名称及び位置

名	称	位	置
山口県油谷青年の家	長門市		

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人しぜんとおそびたい 長門市油谷蔵小田一〇〇八番地の二

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

公 告

山口県秋吉台少年自然の家に係る指定管理者の指定

山口県少年自然の家条例（昭和四十七年山口県条例第五十三号。以下「条例」といふ。）第九条第一項の規定により、山口県秋吉台少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県教育委員会

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六一番地

- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (三) 条例第五条の許可をすること。
 - (四) 条例第七条の規定により、山口県秋吉台少年自然の家の使用の許可を取り消すこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

公 告

山口県十種ヶ峰青少年野外活動センターに係る指定管理者の指定

山口県青少年野外活動センター条例（昭和四十九年山口県条例第三号。以下「条例」といふ。）第九条第一項の規定により、山口県十種ヶ峰青少年野外活動センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県教育委員会

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六一番地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、山口県十種ヶ峰青少年野外活動センターの使用の許可を取り消すこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

公 告

山口県ふれあいパークに係る指定管理者の指定

山口県青少年交流施設条例（平成九年山口県条例第四号。以下「条例」という。）第九條第一項の規定により、山口県ふれあいパークに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県教育委員会

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三條各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四條第二項の規定により、同條第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五條の許可をすること。

(四) 条例第七條の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

公 告

山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定

山口県埋蔵文化財センター条例（昭和五十五年山口県条例第十五号。以下「条例」という。）第九條第一項の規定により、山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県教育委員会

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三條各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四條第二項の規定により、同條第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五條第二項の規定により、同條第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第七條の規定により、文化財資料の利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

平成二十三年四月二十六日印刷

発行人所

山口県知事庁